

呉市緑の基本計画検討会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を改定するに当たり、学識経験者等から幅広く意見を求めるため、呉市緑の基本計画検討会議（以下「会議」という。）を開催することについて定める。

(所掌事務)

第2条 会議は、緑の基本計画の改定に関する意見交換を行うものとする。

(開催期間)

第3条 会議の開催期間は、第1条に規定する目的が完了するまでとする。

(委員等)

第4条 会議の委員は、第2条に規定する所掌事務に関し知見を有する学識経験者、関係団体に属する者、市民等のうちから、市長が委嘱する。

- 2 会議に座長及び副座長を置き、座長は委員の互選により定め、副座長は、座長の指名により定める。
- 3 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(運営)

第5条 会議は、市長が招集し、議事の運営は座長が行う。

- 2 座長が議事に出席できない場合は、副座長が議事を運営する。

(謝金等の支払)

第6条 会議に委員又は第4条第3項の委員以外が出席した場合には、予算の範囲内で、謝金等を支払うことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、会議等の内容に法令等の規定により公開することができないこととされている情報が含まれている場合又は非公開にすべき情報が含まれている場合は、会議の公開をしないものとする。

第8条 会議の庶務は、土木総務課において処理する。

(議事の公表等)

第9条 土木総務課は、会議の委員名簿、議事概要等（呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）第9条各号に定める非公開情報を除く。）を市ホームページ等により公表する。

- 2 委員は、会議で知り得た情報（前項の規定により公表する事項を除く。）をみだりに他に漏らしてはならない。委員を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月25日から実施する。

呉市緑の基本計画検討会議 委員名簿

(順不同敬称略, 令和7年6月23日現在)

所 属	委 員
呉商工会議所	相川 敏郎
市民委員	池田 美沙
大田笑会 代表	大田 恵美
呉工業高等専門学校 人文社会系分野 准教授 くれ環境市民の会 代表	小倉 亜紗美
NPO 法人 呉サポートセンターくれシェンド事務局長	香川 裕子
一般社団法人 広島県造園建設業協会 役員	梶岡 美生
広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授	田中 貴宏
市民委員	藤彌 茉実
ひろしま自然の会 会長	前西 聰

オブザーバー

広島県土木建築局都市計画課長	梶村 隆穂
----------------	-------